

条件付一般競争入札の実施について

長野市が発注する業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により公示します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和2年度予算が成立し予算執行が可能になることを条件とするものです。

令和2年2月19日

長野市長 加藤久雄

1 入札対象工事

- (1) 工事名 鬼無里地区地域維持型緊急処理業務委託
- (2) 工事場所 長野市鬼無里一円
- (3) 工事概要 維持管理及び緊急処理に要する道路水路維持補修工
道路等維持補修工、草刈工 ※1班＝3人編成
- (4) 工期 契約日から令和3年3月31日まで

2 入札者の条件

- (1) 次に掲げる条件を、入札公告日から落札決定日まで全て満たしていること。
 - ア 令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 令和元・2年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。
 - ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
 - カ 市税を滞納していないこと。
 - キ 長野市発注の工事に係る工事成績評定について、過去2年間に55点未満をと

っていないこと。

- (2) 長野市建設工事競争入札参加資格を有する者（以下「単独」という。）、又は長野市建設工事競争入札参加資格を有する2者以上が自主結成した地域維持型特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）で、次の条件を全て満たしていること。

ア 単独の場合

- (ア) 本店又は営業所（建設業法第3条の規定による営業所に限る。以下同じ。）の所在地が、鬼無里地区内であること。
- (イ) 有資格者名簿の土木一式工事の資格を有する者であること。
- (ウ) (ア) の本店又は営業所が、土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
- (エ) 次の基準を満たす人員等の体制を構築できること。
- a 3名で編成する1個班を常時配備できること。
- b 班に、1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する主任技術者を配置できること（資格は、公告日現在で取得し、登録が必要なものについては、登録が完了していること。）。
- c 班に、1名以上の伐木等の業務に係る労働安全特別教育修了者を配置できること（主任技術者と兼務可）。
- d 配置技術者は、当該工事の競争入札参加申請日以前3箇月以上の雇用関係を必要とする。
- e 配置技術者は、契約日において他の工事に専任する技術者であってはならない（該当工事の竣工検査の終了が確認できる場合又は専任の主任技術者の兼務に関する取扱要領（平成25年10月1日施行）第2による場合を除く。）。
- f 班に、基準を満たす2名以上の技術者を申請することができる。
- g 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。
- (オ) 当該工事の入札に参加する者との間に、資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）があると認められないこと。

イ 共同企業体の場合

- (ア) 全ての構成員の本店又は営業所の所在地が、鬼無里地区内であること。
- (イ) 全ての構成員が、「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」又は「舗装工事」の入札参加資格を有していること。
- (ウ) いずれかの構成員が、(ア) に定める本店又は営業所において土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
- (エ) 出資比率型の各構成員の出資比率は、構成員数で均等に除した比率の10分の6以上とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大とし、出資を行わない者を構成員とすることはできない。
- (オ) 分担工事型の各構成員の分担工事額は、運営委員会で定めるものとし、分担工事額がない者を構成員とすることはできない。
- (カ) 各構成員は、当該工事の入札に参加する異なる共同企業体の構成員を兼ね

ていないこと。

- (キ) 各構成員は、当該工事の入札に参加する異なる共同企業体の代表者となる構成員との間に、特定関係があると認められないこと。
- (ク) 次の基準を満たす人員等の体制を構築できること。
 - a 各班当たり3名の人員を常時配備できること。
 - b 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する主任技術者を、各班に配置できること（資格は公告日現在で取得し、登録が必要なものについては、登録が完了していること。）。
 - c 各班に、1名以上の伐木等の業務に係る労働安全特別教育修了者を配置できること（主任技術者と兼務可）。
 - d 配置技術者は、当該工事の競争入札参加申請日以前3箇月以上の雇用関係を必要とする。
 - e 配置技術者は、契約日において他の工事に専任する技術者であってはならない（該当工事の竣工検査の終了が確認できる場合又は専任の主任技術者の兼務に関する取扱要領第2による場合を除く。）。
 - f 各班ごとに、基準を満たす2名以上の技術者を申請することができる。
 - g 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。
- (ケ) その他
 - a 長野市長が契約した共同企業体の有効期間は、当該道路維持補修工事等の履行後3箇月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後においても、当該道路維持補修工事等につき、瑕疵担保責任がある場合には構成員が連帯してその責めを負う。
 - b 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかった者の有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了する。

3 入札参加資格確認申請及び添付書類

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書等は、全てA4サイズとし、ア又はイに掲げる順に整えて提出すること。

ア 単独の場合

- (ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（単独用）（1部）
- (イ) 配置予定技術者調書（単独用）
 - a 予定技術者ごとに作成すること。
 - b 免許、資格等の写しを添付すること。
 - c 「労働安全特別教育修了者証」の写しを添付すること。
 - d 技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- (ウ) 建設業法第3条の規定による許可が確認できる書類（提出を求めた場合に限る。）

イ 共同企業体の場合

- (ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（JV用）（1部）
- (イ) 道路維持補修工事等特定共同企業体参加資格審査申請書（構成員数プラス1部）
- (ウ) 道路維持補修工事等特定共同企業体協定書（出資比率型又は分担工事型）（構成員数プラス1部）
- (エ) 配置予定技術者調書（JV用）
 - a 予定技術者ごとに作成すること。
 - b 技術者の所属する法人名で記載すること。
 - c 免許、資格等の写しを添付すること。
 - d 「労働安全特別教育修了者証」の写しを添付すること。
 - e 技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- (オ) 建設業法第3条の規定による許可が確認できる書類（提出を求めた場合に限る。）
- (カ) 施工体制計画書

- (2) 申請書などは、長野市ホームページの「条件付一般競争入札<道路維持補修工事等>（市長部局）」のページに掲載の該当工事の申請書及び添付書類をダウンロードすること。

上記のページには次の手順で入ることができる。

ア 長野市ホームページのトップページの「組織でさがす」から「財政部契約課」のページを選択する。

イ 当該ページ中の「工事・測量等の入札（調達）情報、入札結果」に掲載の「条件付一般競争入札<道路維持補修工事等>（市長部局）」から入るか、又は同ページの新着情報に掲載の「条件付一般競争入札<道路維持補修工事等>（市長部局）」から入る。

- (3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

4 申請書等の提出方法

申請書等は、次により持参又は郵送すること。

申請受付 令和2年3月10日（火）から令和2年3月11日（水）まで
持参提出先 長野市財政部契約課（長野市役所第一庁舎4階）
午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は、午後4時まで）
郵送宛先 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市財政部契約課工事担当 行き

※封筒の表面に「条件付一般競争参加資格確認申請書在中」と記載すること。

※受付期間内に到達すること。

5 入札参加資格の確認結果

- (1) 競争参加資格確認通知書は、令和2年3月13日付けで申請者宛てにFAX送信する。
- (2) 競争参加資格確認の結果、参加者が極めて少数の場合は、本件の入札を中止し、参加資格を有する者との随意契約に移行することがある。

6 設計図書などの閲覧の期間等

(1) 設計図書などの閲覧

本工事に係る設計図書等を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和2年2月19日（水）から令和2年3月24日（火）まで（閉庁日を除く。）

イ 閲覧時間

午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時まで）

ウ 閲覧場所

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市財政部契約課（長野市役所第一庁舎4階）

(2) 設計図書などに関する質問

設計図書などに関する質問及び回答は、別記様式によりFAXを用いて行うものとする。

ア 質問受付 令和2年2月19日（水）から令和2年3月5日（木）まで。ただし、最終日は、午後4時までに契約課へ到着した分までとする。

イ 送信先 財政部契約課 FAX 026-224-5067

ウ 質問回答 令和2年2月19日（水）から令和2年3月9日（月）まで

(3) 質問及び回答は、長野市ホームページに掲載するものとする。

7 開札の日時及び場所

(1) 開札日時 令和2年3月25日（水） 午前9時から
（再度入札の場合は、令和2年3月31日（火） 午前9時から）

(2) 開札場所 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市役所第一庁舎5階 会議室 151
（再度入札の場合も上記と同様）

8 入札方法

(1) **入札回数は、2回とする。**初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がない場合は、辞退、無効及び最低制限価格未満の価格で入札した者を除いて、再度入札を行う。再度入札を行うこととなった場合は、電話又はFAXにより連絡する。

(2) 提出書類

ア 入札書（ホームページ掲載の様式。再度入札の場合には、「第2回」と記入

すること。)

イ 入札金額に対応した工事費内訳書（「工事費内訳書（総括）」（ホームページ掲載の様式）を表紙とすること。)

(3) 郵送による提出方法

ア 一般書留又は簡易書留による配達日指定郵便で郵送すること。

イ 宛先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市役所 財政部契約課 行き

ウ 配達指定日 令和2年3月24日（火）

（再度入札の場合は、令和2年3月30日（月））

(4) 持参による提出方法

ア 入札書提出期間内に、郵送の場合と同様の方法で封入して財政部契約課の窓口へ持参の上、投かんすること。

イ 提出期間

令和2年3月23日（月）から令和2年3月24日（火）まで

（再度入札の場合には、令和2年3月27日（金）から令和2年3月30日（月）まで）

閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は、午後4時までとする。）

(5) 入札書などの封入方法

ア 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。

イ 中封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により2箇所を封印すること。委任の場合は、委任状も同封すること。

ウ 中封筒の表面に、「工事名」、「工事場所」、「開札日」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書在中」の旨を記載すること（貼り付け用紙（ホームページに掲載の様式）を切り取ってのり付けしても可）。

エ 外封筒には上記の中封筒、工事費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に「工事名」、「工事場所」、「開札日」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書・内訳書在中」の旨を記載すること（貼り付け用紙（ホームページ掲載の様式）を切り取ってのり付けしても可）。

9 配置技術者決定届の提出

2名以上（共同企業体の場合は、各班2名以上）の配置予定技術者を届出した場合には、落札者と決定した時点で直ちに配置技術者決定届を提出すること。

10 入札事項など

(1) 最低制限価格の設定

設定 有り

最低制限価格未満で入札を行った者を失格とする。

(2) 調査基準価格の設定

設定 無し

- (3) 入札保証金
免除 ただし、市長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認めた者は、入札金額の 100分の 5 以上の額とする。
- (4) 契約保証金
契約金額の 100分の10以上の金銭的保証とする。
- (5) 前払金の適用
適用 無し
- (6) 部分払金の適用
適用 有り
- (7) 入札書などが提出期限までに契約課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 普通郵便など指定した郵送以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。
- (9) 入札書と工事費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。
- (10) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し市の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。
- (11) 期間入札の場合、入札者が 1 者のみの場合も有効とする。
- (12) その他
 - ア 入札は、道路維持補修工事等に係る包括契約及び地域維持型契約方式試行要領、地域維持型特定共同企業体試行要領（以下「試行要領」という。）、長野市条件付一般競争入札実施に関する要綱（以下「要綱」という。）、長野市期間入札実施に関する要領、期間入札に関する留意事項及び長野市建設工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）の規定に従い行う。
 - イ 現場説明会は、行わない。
 - ウ 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

11 契約条項など

- (1) 本工事の請負契約は、契約書の作成を要する。
- (2) 本工事の施工は、原則として受注者が直接行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、発注者と協議の上、下請契約を締結することができる。

12 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、試行要領、要綱、入札心得、契約約款、設計図書、現場などについての不明を理由として異議を申し立てることができない。

13 その他

入札書は、長野市ホームページの「条件付一般競争入札＜道路維持補修工事等＞（市長部局）」のページに掲載した該当工事の申請書及び添付書類をダウンロードすること。

委任状は、長野市ホームページ（契約課→工事・測量等の入札（調達）情報、入

札結果→入札・契約で使用する用紙などについて<工事・測量等>→入札に関する届出等) からダウンロードすること。

なお、様式が同じものの使用は差し支えない。

《問い合わせ先》

長野市財政部契約課 工事担当

電話 026-224-5015 (直通)